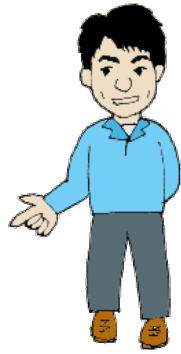


中世文書を読む (六)

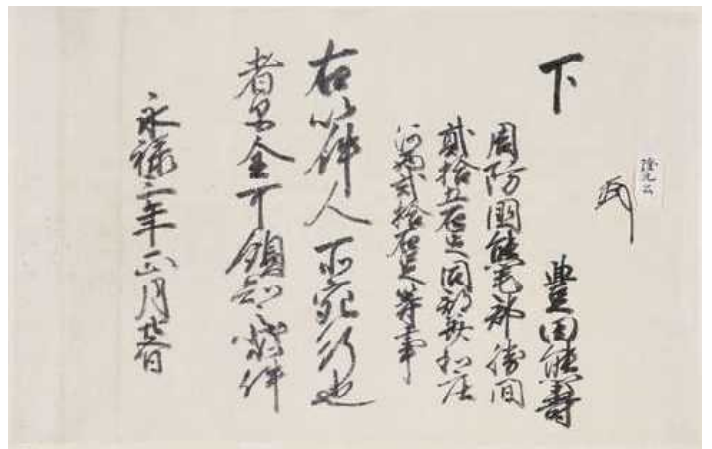
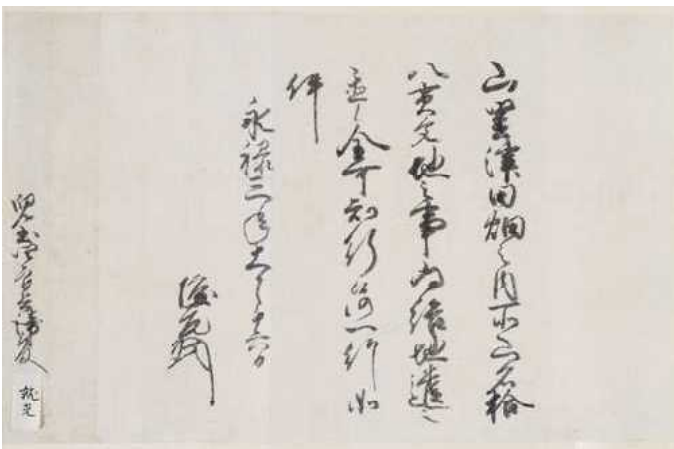
毛利隆元の文書①



これは、戦国大名の毛利隆元が出した知行宛行状です。

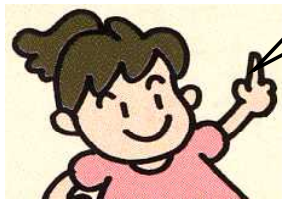
この展示では、この文書を題材に、文書を読み解く過程を紹介し、謎解きの楽しさを皆さんと分かち合いたいと思います。

番号順 (①〜⑨) に見ていってね。



① 知行宛行状は、前回学んだよ。殿様が家臣に所領を与えるときに作る文書のことよね！

でも、くずし字じゃあ、何が書いてあるかわからんよ。どう読むん？



② 今のことは直したら、下のようになるよ。



【右】毛利隆元知行宛行状

(花押)

下す、豊田熊寿。

周防国熊毛郡勝間二十五石足、同郡美和庄河西二十石足等のこと。

右の所領をあなたに与えるので、早く支配しなさい。以上。

永禄三年正月二十五日

【左】毛利隆元知行宛行状

山里津田畑の内、所山名の拾八貫文の地は、給地としてあなたに与えます。全く支配しなさい。一行は以上のとおりです。

永禄三年十一月十六日

隆元 (花押)

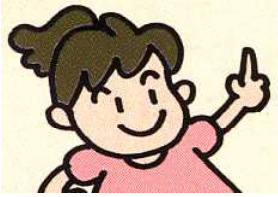
児玉四郎兵衛尉殿

③

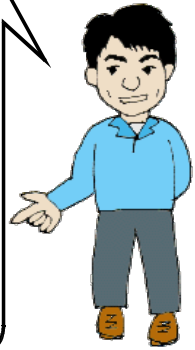


なるほど。
どちらも、
永祿三年（一五六〇）に
毛利隆元が書いたものじ
やね。
でも、書き方がぜんぜん
違うじゃん。

左の文書は、前回習った
「一行」じゃね。
右のは、この『中世文書
を読む』シリーズで、
初めて見るよ。



④



いいところに気がついたね！
左の文書は、
文章の終わり（書き止め）が
「一行如件」となっているとおり、
「一行」です。
毛利隆元が
児玉四郎兵衛尉に対し、
「山里の津田畑」
（今の甘日市市佐伯町）にある
「所山名」を
「給地」として与えたものです。

⑤

一方、右側の文書は、
書き始めに「下」とあるように、
「下文」と呼ばれるものです。
毛利隆元が、豊田熊寿に対して、
「周防国熊毛郡」の「勝間」
（今の山口県周南市熊毛町）と
「同郡美和庄」の「河西」
（同県熊毛郡田布施町）
を与えたものです。



関係地図

⑥



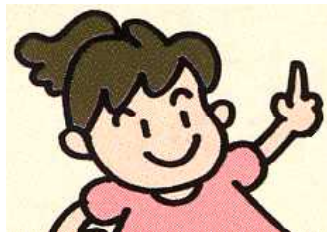
どちらも、
同じ永祿三年（一五六〇）に、
毛利隆元が、
家臣に対して
所領を与えたものなのに、
どうして
文書の書き方が違うん？

左の文書をもたらった児玉さんは、安芸国吉田に住む毛利氏家臣でした。与えられた所領も安芸国にあります。安芸国では、権益等を保証する最も大切な文書は「一行」でした。

一方、右の文書は、周防国に住む豊田さんに、周防国の所領を与えたものです。周防国は古くから大内氏の領国でした。大内氏は、所領や権益を与えるとき、「下文」を用いていました。



なるほど。児玉さんには、なじみ深い「一行」も、豊田さんには見慣れないもの。「下文」はその逆じゃね。家臣がほしいもの、安心できるものを、殿様は作成して与えたんじゃないネ。



御名答！

弘治三年（一五五七）に大内氏が滅亡すると、毛利氏は大内氏に替わって、周防・長門両国のいろいろな権益を与えたり、保証したりします。その際、大内氏が用いていた文書様式（書き方）を踏襲します。

周防・長門の人々がそれを望むとともに、そうすることにより、毛利氏が大内氏の正統な後継者であることを示せるからです。

毛利氏が周防・長門両国の支配者として人々に認められると、

人々の権益を保証する文書が

「下文」でなくても、毛利氏の“お墨付き”であれば人々は安心します。

こうして、大内氏が使用していた伝統的な文書様式の「下文」が廃れ、

毛利氏を始めとする安芸国の領主たちが用いていた「一行」が定着していくのです。

まさに、文書様式の上での『下剋上』といえるでしょう。

